

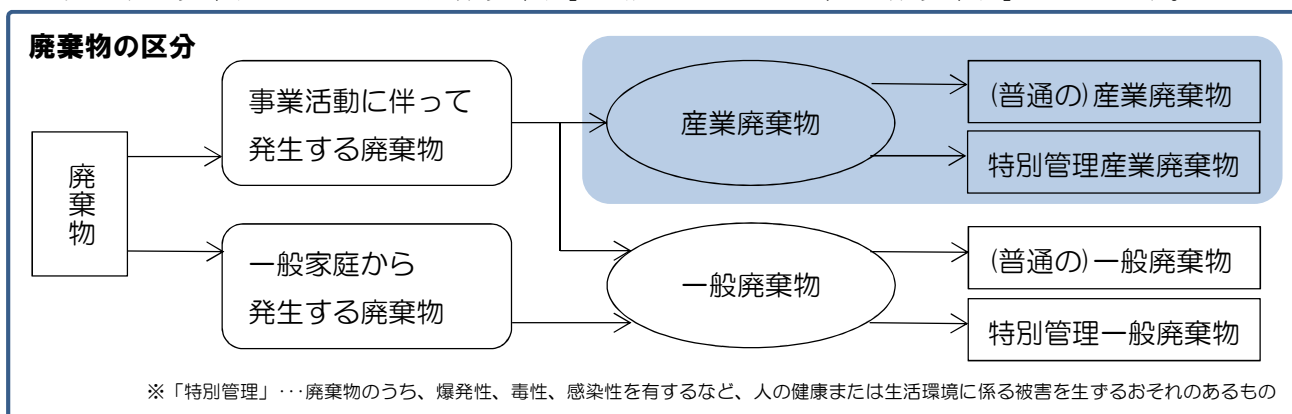
産業廃棄物処理委託マニュアル（概要）

1 廃棄物とは

「廃棄物」とは、廃棄物処理法において“ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものという。”と定義されています。

2 廃棄物の区分

「廃棄物」は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。「産業廃棄物」は、事業活動に伴って発生する廃棄物の中で、どのようなものが該当するか法令で指定されています。事業活動に伴って発生する廃棄物であっても「産業廃棄物」に該当しなければ、「一般廃棄物」となります。



※「一般廃棄物」と「産業廃棄物」では、処理する責任者が違います。「一般廃棄物」は、市町村が処理を行います（例、高浜クリーンセンターで焼却処分）、「産業廃棄物」は、発生させた事業者が自ら処理をしなければなりません。

だからといって、「産業廃棄物」を発生させた事業者自身が法令で定められた基準を遵守して、適切に廃棄物を処理することは非常に困難です。そのため、「産業廃棄物を適切に処理することができる「産業廃棄物処理業者（国、県等の許認可が必要）」へ委託することができます。委託し、運搬されるまでの間は、産業廃棄物を飛散、流出、地下浸透、悪臭発散等をさせないよう必要な措置をしなければなりません。

3 委託するときの注意点

廃棄物処理法において他人へ産業廃棄物の処理を委託する場合、細かいルールが定められています。

(1) 委託できる相手（産業廃棄物処理業者）

一言に“産業廃棄物処理業者”と言っても、産業廃棄物処理業者は、“収集運搬業者”と“処分業者”に分類されます。また、これらの業者が、すべての種類の廃棄物を処理できるわけではなく、業者によってどの種類の廃棄物が処理できるか許可されている内容が違います。



※ 産業廃棄物処理業者とその業者の処理できる廃棄物の種類は、ホームページを検索して確認できます。業者によって、処理が許可されている廃棄物の種類であっても、処理したい廃棄物の特性によっては、処理できない場合がありますので、事前の情報提供が重要です。

- ・ 群馬県産業廃棄物情報 (<http://www.gunma-sanpai.jp>) → 処理業者名簿検索をクリック！
- ・ 高崎市環境部産業廃棄物対策課 (<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013121701655>)
→ 産業廃棄物処理業者をお探しならをクリック！

(2) 契約書の作成

発注者は、“収集運搬業者”と“処分業者”それぞれの会社と業務について、契約を締結しなければなりません。

ポイント！

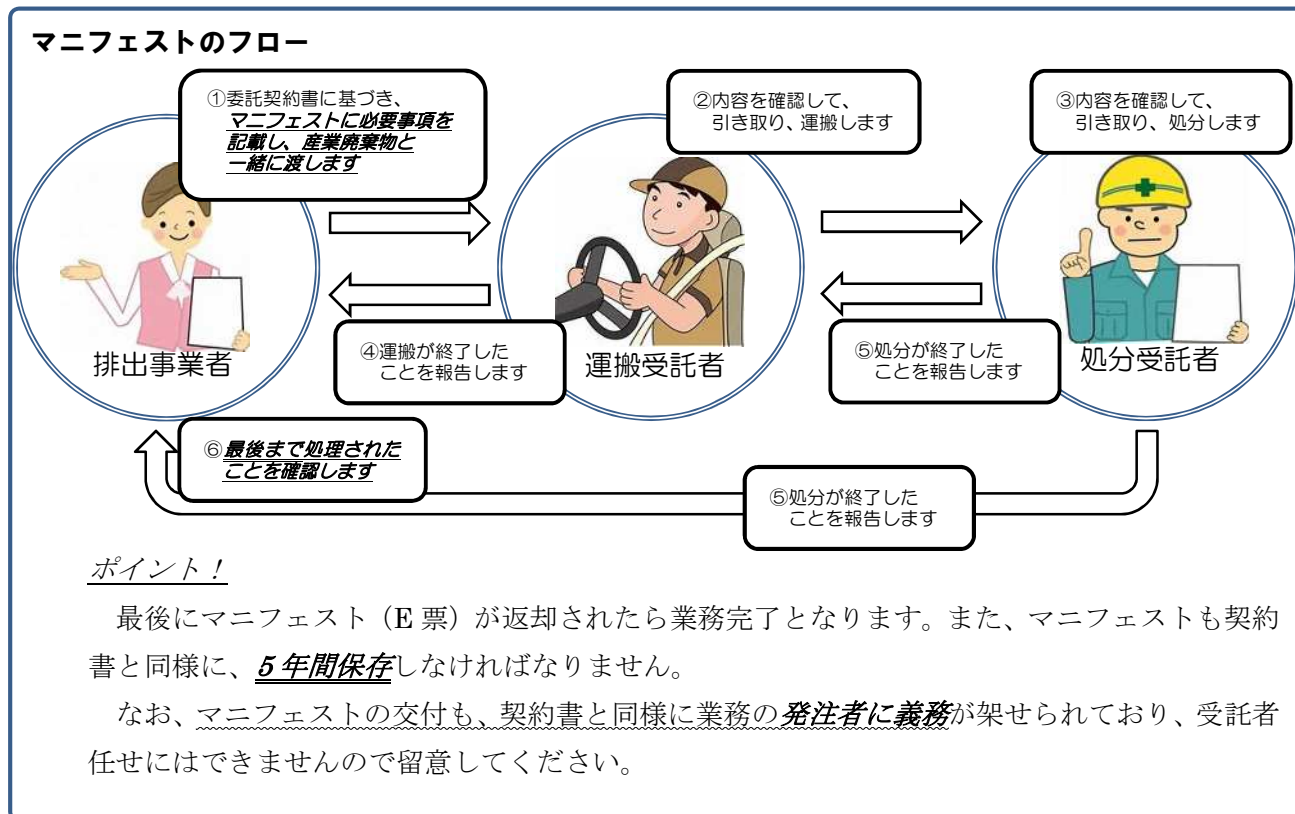
廃棄物処理法では、契約金額関係なく必ず契約書を作成しなければなりません。また、日頃、我々が活用している標準契約書では、廃棄物処理法で定められた内容を網羅できていませんので、注意が必要です。

また、契約書は、契約が終了してから 5年間保存しなければなりません。

なお、契約の締結は、業務の受注者にあるのではなく、発注者に義務が架せられており、業者任せにはできませんので留意してください。

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」とは、排出事業者が産業廃棄物の引き渡しと同時に交付するもので、どんな産業廃棄物をどのくらい委託し、誰がどのように処理するか記載します。複写式の書類（7-8枚）になっており、“排出事業者”、“収集運搬業者”、“処分業者”の間で情報のやり取りを行います。



⇒ 詳しくは、産業廃棄物処理委託マニュアル（第4版）をご覧ください